

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	当社からの回答(案)
1	電源Ⅱ周波数調整力	契約書(設備)第1条3.(1)	(原案)ただし、期間の算定にあたっては、当該時刻を含む30分単位(以下「30分コマ」という)で算定するものとする。 (修正案)ただし、期間の算定にあたっては、当該時刻を含む30分単位内において、発生した時刻の前段で按分して算定するものとする。	精緻化のため	託送供給等約款との整合を踏まえ、原案とおりといたします。
2	電源Ⅱ周波数調整力	契約書(設備)第1条3.(2)(3)	(原案)・・・において、定格指令(需給ひっ迫時対応は含まない)時かつAFC指令を除外しているにもかかわらず (修正案)・・・において、乙からの指令が定格指令(需給ひっ迫時対応は含まない)時かつAFC指令を除外しているにもかかわらず	主語の明確化	ご指摘のとおり、修正いたします。
3	電源Ⅱ周波数調整力	契約書(設備)第1条3.	(原案)・・・BG計画値(ただし、第3条第4項に該当する場合にはBG計画値の合計値とし、以下同じ) (確認)第3条第4項の記載なし		ご指摘を踏まえ、削除いたします。
4	電源Ⅱ周波数調整力	契約書(設備)第1条3.	(原案)第3条に定める発電計画において並解列中または停止中の場合を除き、・・・ (確認)ここでの発電計画はBG計画値と同義か		BG計画値と同義ですので、ご指摘を踏まえ、修正いたします。
5	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第4章 1.⑤	(原案)落札候補者決定、結果公表 (修正案)現状では最高価格と平均価格のみの公表で、より詳細な情報の公開を希望。旧一電とその他アグリゲーターの割合や平均評価用kWh単価など公表内容の詳細化。	次年度以降の対応や、今後のDR普及のため発動があった時間等週単位程度の区切りで公表して欲しい。	一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方(2016年10月17日経済産業省)において、「一般送配電事業者は、電源I及び電源IIとして契約をした発電事業者等が競争上不利を被らないように配慮、…(以下略)」とされており、落札電源等の保有者、名称、容量等については非公表といたします。
6	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 3.(1).二	(原案)平日時間以外の時間および平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超える場合においても、当社から電力の供出を要請する場合があります。この場合、可能な限り要請に応じていただきます。 (修正案)回数制限を設け応札した場合、指定回数を超えても発動依頼がある場合には、プラスαのインセンティブを設けて頂きたい。	アグリゲーターと需要家との関係から無報酬での追加依頼は発動対応ができると思えないため。	当社からの13回目以降の発動指令に応じていただいた場合には、契約電力未達時割戻料金算定式における「発動回数」は、12回にそのに応じていただいた回数を加えた回数となります。 内容の明確化のため、記載方法を修正いたします。
7	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第3章 1.(13)	(原案)従量料金を算定する際に利用する単価をいい、燃料費等の情勢を反映するため、契約者から原則として毎週提出していただきます。 (修正案)厳気象月以外で毎週提出する申出単価は月間等長期計画を提出で変更がない場合はその値を反映するような形か、スパンを月間提出に変更できないか?	需要家への報酬の決め方にもよるが、単価を固定している場合などは基本的には変動がないため。	同契約において、既にご提出いただいた適用単価に変更がない場合、当社にその旨を連絡いただくことで提出に代えさせていただきます。
8	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第6章	(修正案)kW、kWh契約書および運用関係の契約書をまとめて頂きたい。	書類が多いためまとめて頂きたい	費用に関する契約内容と運用に関する契約内容にて契約書を分けさせていただきます。但し、kWとkWhに係る契約は適宜纏めさせていただきます。
9	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第6章 1.(1).口	(原案)入札書類は部単位にまとめ、一式を、それぞれ封緘、封印のうえ、持参してください。 (修正案)持ち込みではなく郵送対応を検討して頂きたい。書留など仕様指定でも構いません。	複数エリア応札の場合、移動時間が膨大となるため。	提出および受領を双方確実に認識できるよう、対面での対応(受領時に当社より受領証を発行)とさせていただきます。ご理解いただきますようお願いいたします。
10	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 1.(3).ハ	(原案)契約開始時まで設備等の試運転や必要な対応工事・試験が完了していることが必要です。 (修正案)供出が可能かどうかの試験発動も各エリア実施の有無で差があるため一本化して頂きたい。		安定供給の観点から、稀頻度の需給ひっ迫時における調整力として寄与いただくため、当社として契約開始時までにご準備が整っていることを確認させていただきたく存じます。
11	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 1.(1)	(原案)募集要量 (修正案)I'でボジワット応札が増えた場合、DRが普及しない可能性があるためDRの募集枠を明確化して頂きたい。	仮にポジの応札が非常に多くなった場合、DR枠がなくなってしまう可能性がゼロではないため。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定していません。
12	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第6章 二	(修正案)契約設備の運転実績についてアグリ単位なのか、需要家単位なのかを記載して欲しい。	どういった内容で記載するかが判断しにくいいため明確化してほしい。	ご指摘の内容を踏まえ、アグリ単位である旨を記載して、修正いたします。
13	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第8章 1.(2)	(原案)容量価格を月ごとに分けて支払い (修正案)支払は協議により年一括に調整も出来るようお願いしたい。	最終月での出金の可能性もあるため。	ご指摘内容を踏まえ、協議により決定するよう、修正いたします。
14	電源Ⅰ周波数調整力 電源Ⅰ需給バランス調整力 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力		(修正案)IA、IB、I'の稼働時間を各エリア毎に週もしくは月単位で公表して頂きたい。 【理由】今後各電源への展開なども考えて発動時間は把握しておきたい		経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に基づき、競走上不利になることを避けるため、事業者様に配慮しつつ、当社が指令をした調整力の電力量(kWh)価格及び電力量については公表しておりますので、ご参照ください。 電力・ガス取引監視等委員会HP http://www.emsc.meti.go.jp/info/public/
15	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 3.(1)	「需給コスト低減を目的に活用」とは、「調整力の広域的運用による需給調整コストの低減」を指すとの理解で宜しいですか。これ以外の目的で活用されることはありますか。		ご指摘のとおりです。
16	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 3.(1)	「需給コスト低減を目的に活用」とは、「調整力の広域的運用による需給調整コストの低減」を指すならば、その意義は理解します。 しかし、「需給コスト低減」を目的とする電源調達を、「厳気象対応」という意義・目的の異なる公募の中を実施されることは、唐突感・違和感があるため、今回の公募案に至った経緯・背景を確認したい。		電力・ガス取引監視等主催の制度設計専門会合(第30回)資料をご覧ください。
17	電源Ⅰ' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 3.(1)	「落札後の契約協議が整った場合」とあるが、協議のプロセスや内容が不明です。 ①公平性の観点から、協議対象とする落札者を恣意に指定することなく、全落札者に対して協議の意思確認をすべきです。 ②公募入札の趣旨から、協議により変更・追加される事項は発動目的など募集要綱に明確に記載された事項以外は最小限にすべきです。特に公募条件として応募した事		①については、ご指摘の通りです。実施の見直しも含め検討のうえ、協議をさせていただきますので必ず協議を実施させていただくものではありません。 ②については、電力・ガス取引監視等主催の制度設計専門会合(第30回)資料をご覧ください。なお、趣旨を明確化するため記載を見直し[第9章(その他)]に入札いただいた事業者様に協議をお願いする可能性がある旨を記載いたしました。

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	当社からの回答(案)
18	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 3.(1)	【意見】 上述の協議の結果、「需給ひっ迫対応」目的のみで実施することとなった事業者に対して、如何なる不利益、追加コストも発生しないようにすべきです。 例えば、システム改修が発生しないように、当該事業者に対しては「厳気象対応時等の需給ひっ迫時」のみ発動指令がなされるべきです。 また、「需給コスト低減」を目的とする発動が行われないように「10年に1回程度の厳気象対応(猛暑および厳寒)時等の需給ひっ迫時等」の発動基準の明確化を図るとともに、当該基準等に照らしつつ、全ての発動に対する随時および事後の情報公開を求		ご指摘を踏まえ趣旨を明確化するため記載を見直し[第9章(その他)]に入れいただいた事業者様に協議をお願いする可能性がある旨を記載いたします。
19	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第7章 3. [ステップ1]	【確認】 念のため、以下の確認をお願いします。 ①発動上限回数の申告値は、評価対象とならないこと ②評価時の年間想定発動回数は従来通り3.6回であること。		①発動上限回数の申告値は、評価対象となりません。 ②評価時の年間想定発動回数は3.6回です。
20	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第8章 1.(9)	【確認】 「一部供出電力」の供出可能の申出および御社での認定に関する具体的なプロセスについてご確認ください。		以下のとおりです。 ・事業者様が一部供出電力をお申し出 ・当社が一部供出電力の内容を確認、必要に応じて事業者様に問い合わせ ・当社が事業者様に一部供出電力を認める旨を連絡 なお、確認対象の多少により、当社確認に相応の期間が必要となります。
21	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 1.(3)	(原案) 電源 I' は電源とDRを同じ募集枠で取り扱っている (修正案) 電源とDRの募集枠を分けてほしい	電源とDRとはそれぞれ特性が異なる(電源は長期的、DRは短期的な調整力に向いている)ため	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件とならず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは電力・ガス監視等委員会主催の制度設計専門会合の議論を踏まえ、最低容量0.1万kWとさせていただきます。
22	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 1.(4)	(原案) 最低入札容量は1,000kW (修正案) 最低入札容量を100kWとしてはどうか	さらなるDRの活用を促すため、すでにDRを活用している諸外国(PJM等)並みにしてはどうか	発電事業者様等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募について長期(年間)をベースに調達することとしています。調整力の要件の細分化については、長期的な課題であると考えます。
23	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 3.(1)	(原案) 現行の契約調整力は年間一律である (修正案) 月単位で契約調整力を設定してほしい	DRの場合、空調設備の制御など季節ごとに可能となる調整力が異なるため	安定供給の観点から需給ひっ迫対応を原則として、都度の需給状況に応じて判断いたします。また、事業者様の予見性を高めるため、事前予告を実施しております。
24	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第5章 3.(1)	(原案) DR発動条件に関する記載がない (修正案) DRの発動については予備力での基準など(例: 予備力3%以下となる場合に発動の可能性あり)、一定程度の定量的な条件を明確化する	お客様に対してわかりやすく、DR事業者にとっても問い合わせ対応等の業務負担を軽減できるため	可能な限りフォーマットを統一しておりますが、契約内容等の詳細までの統一は困難なこともあり、今後の参考とさせていただきます。
25	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第6章 1.	(原案) 現行、各社ごとに契約書や応札書類などの様式が異なっている (修正案) 各社の契約書や応札書類などの様式フォーマットを統一してほしい	DR事業者の業務負担を軽減するため	明らかに実コストベースから乖離しているような申出単価を記載いただいた場合や上限電力量単価を超過している場合以外については、お申し出いただいた単価を当該月の申出単価として認識いたします。そのため、当社としては任意の単価である申出単価について、算定方法の確認等をさせていただくことはあっても、明らかに不審な点がない場合以外にはお申し出いただいた単価が実コストベースを基に算定されている単
26	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第8章 1.(2)	申出単価については毎月提出することとなっているが、その際電力会社から算定根拠の提出・確認を求められる場合があるとの記載がある。申出単価の引き下げ要請をされた場合、それに必ず応じなければならないのか		変更がない旨をご連絡いただくことにより提出に代える等の運用方法については、別途協議させていただきます。
27	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第8章 1.(7)	(原案) 停止計画は毎週提出することとなっている (修正案) その停止計画に変更がない場合については、その旨を連絡し提出を不要としてほしい	DR事業者の業務負担を軽減するため	
28	電源 I' 厳気象対応調整力	要綱 第8章 1.(11)	(原案) 小売事業者の売上補てんをアグリゲーターがネガワット調整金として支払っている (修正案) ネガワット調整金をなくしてほしい	①本来系統運用者からの要請でアグリゲーターが調整力を提供するものであるため ②通常のインバランス精算と同じであるため、③将来の需給調整市場ではネガワット調整金が機能しない可能性があるため	エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン「第4章 第1節3. 小売Xへのネガワット調整金の支払い」等の記載を参考にいただければと存じますが、御社と当該小売事業者のネガワット調整金等の協議は、別途必要になるかと存じます。
29	2018年度電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第7章	(課題) 価格以外の理由で失格となった場合、その詳細理由をご教示いただき、次年度以降の改善につなげたい。 (提案) 価格意外の理由で失格となった場合、その理由を説明いただきたい。	次年度からの改善につなげることができない。	落札者様、非落札者様を問わず、評価に係る情報はお伝えしておりません。
30	2018年度電源 I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第5章1-(2)	(原案) (P18) 電源 I' 厳気象対応調整力提供期間は、2019年4月1日から2020年3月31日までといたします。 (P13) 猛暑および厳寒により10年に1度程度の高需要が発生する可能性のある月をいいます。当社では発生月を夏期(7~9月)および冬期(12~2月)といたします。 (課題) ・実際の発動期間が、契約期間と異なり分かりづらい。 (修正案) ・調整力提供期間を契約期間とし、厳気象発生月を発動期間と明確に記載していただきたい。		厳気象発生月に限らず、当社が要請を実施する可能性があり、事業者様にはこれに応じていただく必要があるため、提供期間を2019年4月1日から2020年3月31日とさせていただきます。

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	当社からの回答(案)
31	2018年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第5章3-(1)	(原案・課題) ・発動条件が厳密には厳気象ではない場合があると理解する(再生可能エネルギーの発電予測誤差等)。それはアンシラリー型の発動と考える。 ・需要家への参加依頼の営業時に10年に一度の稀頻度と説明したが、2017年度は10回以上の発動となった。 ・2017年度では12回の発動制限に対し、13回発動されたエリアがあった。(13回目は、協力可否について交渉があった。) ・連続発動がないとは書いていないので、発動があった。ポートフォリオを分割するなど対応があるため、困った。 ・DR導入初年度で、これから需要家へのDRの周知をしていくという段階で過剰に発動されてしまうと需要家がDRから離れていってしまう。導入初期の段階では、DRの推進・拡大の観点も重要である。 (修正案) ・発動期間の中で、実際に発動されるI'の発動条件を明確にさせていただくほうが、アグリゲーター、需要家に納得感があると考え。発動条件が違うならば商品も分割すべきである。 ・案として、厳気象での発動基準は、予備率3%で発動、という方法が考えられる。ただし、以下のような発動ルールについても設定していただきたい。 1日のうちの発動は1回まで(東北電力では、1回目以降は要協議) 連続発動日数は限定(例えば、2日まで) 発動回数(現12回)の上限を超えて発動する場合は、基本料金、従量料金共に、追加		安定供給の観点から需給ひっ迫対応を原則として、都度の需給状況に応じて判断いたします。また、事業者様の予見性を高めるため、事前予告を実施しております。平日時間以外の時間および平日時間における発動回数が応札時に申し出ていただいた回数を超える場合においても、当社から電力の供出を要請する場合、「可能な限り」要請に応じていただくこととしておりますので、要綱の条件のもと、事業者様にて可否判断をお願いいたします。
32	2018年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第5章1-(5)	(原案・課題)契約容量について、年間で1つしかない。 (修正案)月単位で異なる契約容量を入れた	送配電事業者の予備力は、予備率が等しいとすると季節や月によって異なるはずであるため。	発電事業者様等の事業の予見性確保の観点、安定的な調整力確保の観点から、今年度の調整力公募について長期(年間)をベースに調達することとしています。調整力の要件の細分化については、長期的な課題であると考えます。
33	2018年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第8章-(9) -(ロ)	(原案・課題) ・契約電力未達時罰料金の計算式 「※2 調整電力評価量の算出 調整電力量<電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW)契約電力×0.9の場合は0、 調整電力量≥電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW)契約電力×0.9の場合は 電源Ⅰ' 厳気象対応調整力(kW)契約電力を上限といたします。」 (修正案) ・判定の下限値は0.7にしてください。	一般的にベースライン誤差が20~30%あるため。 (参考)諸外国の成功評価基準:欧米60~80%、フランス・英国80%、韓国70%	電力・ガス監視等委員会主催の制度設計専門会合の議論を踏まえ、原案のとおりいたします。
34	2018年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第5章1-(4)	(原案)最低入札容量は0.1万kW(1kW単位)となります。 (修正案)先進諸外国(PJM並みに)、JEPX取引単位に合わせて100kWにしてください。	特に家庭用のDRリソースを束ねた場合、1,000kWは困難であるため。	電力・ガス監視等委員会主催の制度設計専門会合の議論を踏まえ、最低容量0.1万kWとさせていただきます。
35	2018年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第5章1-(1)	(原案)関連する記載はなし (提案)H1、H3という需要だけでなく、供給側の不足可能性(再生可能エネルギー、特に太陽光発電の停止など)も考慮した計算式にするべきではないか。		電力広域的推進機関主催の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の議論を踏まえ、募集容量とさせていただきます。
36	2018年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第5章1-(1)	(原文)別途募集いたします電源Ⅰの落札案件決定にあたり、入札の単位からやむを得ずその募集容量(●万kW)を超過した場合は、本要綱における募集容量から当該超過分を控除することといたします。 (修正案)電源Ⅰ'の募集容量を(●万kW)とする。	電源Ⅰ-a、電源Ⅰ-bが潤沢に集まれば、電源Ⅰ'の落札量を減らすと書かれており、電源Ⅰ'の落札量が実質確定していないため。Ⅰ-a、Ⅰ-bのような年間稼働率を維持するものと、本当のピーク時に短期的に使う電源Ⅰ'は別枠で扱ったほうがよいのではないかと考えるため。	電力広域的推進機関主催の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会の議論を踏まえ、募集容量とさせていただきます。
37	2018年度電源Ⅰ' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第5章1-(3)	(原文)……出力調整可能な火力発電設備、水力発電設備、およびDR事業者等といたします。 (修正案)電源の枠とDRの枠は分離し、DR枠を作っていただきたい。	電源(ボジワット)とDR(ネガワット)に基本的な性質の違いがあるが、同じ枠で募集されている。長期的な予備力に向く電源と短期的に柔軟に対応するDRの最適な組み合わせがあるはずであるため。	経済産業省の「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」に「特定の事業者のみが応札可能な要件や契約条件となっておらず、発電事業者等の競争の促進を阻害するものでないこと」とされていることを踏まえ、DR専用枠を設けることは予定しておりません。
38	その他	-	(課題)監視等委員会の制度設計専門会合では、GC前の領域で旧一電小売により確保された予備力は原則不要と整理されたところである。しかしながら、H3需要の7%の調整力で不足が見込まれる場合、電源Ⅱの事前予約を許容する議論が出てきており、市場の歪みとなる可能性を危惧している委員からの発言が目立った。 (提案)電源Ⅰ'の調達容量拡大も含めて、ご検討いただきたい。 仮に電源Ⅱの事前予約による調達が認められる場合、他の調整力と同様に公募ベースで広く様々な事業者からの入札がされるような調達制度としていただきたい。		電力・ガス監視等委員会主催の制度設計専門会合の議論を踏まえ、募集容量とさせていただきます。
39	契約書全体	-	(課題)各社の契約内容がバラバラで、事業者にかかる作業負担が大きくなる。 (提案)各社の契約書の種類やフォーマットを、統一いただきたい。		可能な限りフォーマットを統一しておりますが、契約内容等の詳細までの統一は困難なため、今後の参考とさせていただきます。

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	当社からの回答(案)
40	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第6章ハ～ ハ	(原案)様式一覧 (修正案) ・DRリソース情報(提出資料等)の簡素化、明確化してほしい。 ・今までの経験、過去年度の提出書類で、一般送配電事業者側が知っている需要家情報があるなら教えていただき、差分を提出すればよいのではないか。 ・簡素化につながるアイデアのひとつとしてデータベース(DB)化がある。DB化してくれば、継続参加の需要家が同じ書類を毎年出す手間や、アグリゲーターが変更したときに、新たに需要家が情報を渡す手間がなくなる。 需要家の需要抑制実績のDB化を図ることで、事業者・需要家・送配電全ての関係者における実務的負担の軽減が期待できるのではないか。容量確保の審査にもつながると思われる。	【理由】 DRの場合、発電機のように、入札者がDRリソースの情報を持っているわけではない。すべて需要家から入手する必要がある点は大きく違うので、簡素化が必要なため。 DRの場合、単線結線図、設備図面などでは、古い情報もあり実際の需要抑制の能力を評価できない可能性がある。しかも、提出需要家情報がアグリゲーターによって異なっているようであるため。	アグリゲータ事業者様が需要家と相対で契約した情報に基づき、当社に書類をご提出いただくことが基本と考えます。ご提出いただいた内容をもとに当社が事業者様に対して情報の確認をいたします。
41	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第6章ハ～ ハ 第8章1-(11)	(原案)様式一覧 (修正案) ・一般送配電事業者が、各需要家の過去のデータだけで容量を審査するのではなく、相違があるとみなされた場合には、ポートフォリオレベルで発動試験をもって審査することも認めることを検討いただきたい(これが現在デザインされている容量市場の容量確保の考え方に合うものであると考える)。 ・発動試験結果だけで判定するのではなく、需要家の状況を考慮いただきたい。(貴社は現在も柔軟に対応頂いているので、継続していただきたい)	【理由】 ・各需要家の過去のデータをもって容量を審査されてしまうため。 ・発動試験で、契約容量通りの結果が出せない需要家もある。 例えば、中間期の試験では、空調負荷自体が少なめでネガワット創出量も減る。また、ラインを止めるといった本業に直結するDR手法の場合、協力できない需要家もいるため。	応札時点の契約電力(kW)に基づき評価いたしますが、需要家の容量変更等のお申し出を受けた際には、確認いたします。発動試験においては、調整供出力・性能の把握ができることが必要になります。
42	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第6章ハ～3	(原案)様式 (修正案) ・最終的に確保できないことになると、系統安定が難しいとの議論が行われたのは承知している。しかしながら、落札後にも時間があり新たな需要家の開拓と、落選アグリゲーターの需要家を取り込める可能性があるため、ペナルティつきで見込み量の入れも認める枠や考え方を考えてほしい。 ・需要家リスト提出タイミングを落札後としていただきたい。これにより、落札されたアグリゲーターのみが効率的に需要家獲得を行うことができ、需要家獲得がより効率的に行われると考える。 ・期待容量、という考え方にすれば需要家リストは後になる。九州電力は1年目この考え方があったが、2年目は他一般送配電と同じで、事前リスト提出となってしまった。期待容量の考え方は、容量市場の中間論点整理では明記されている。 ・ペナルティつきで見込み量の入れも認める枠や考え方を検討いただきたい。	・需要家の意思決定を応札時点で求めるのは手続き論として困難。ポジワットは電源情報をすべて応札者がもっているが、ネガワットは需要家からもらわなくてはならないという性質の違いがあるため。 ・自治体では、電力契約は2月に入札で行う場合が多い。アグリゲーターの中には電力小売とセットのサービスを展開しているところもあり、10月や、11月の入札時に、需要家は意思決定をできない。また、ネガワット調整金の仕組みが残っていると、電力小売契約が変更になった場合、調整金の交渉も2回行う必要があり、アグリゲーターの負荷となるため。	確実に調整力を提供頂ける事業者様を選定する必要があるため、応札時にリストを提出することにさせて頂きたく存じます。
43	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第6章ハ	(原案)様式 (修正案)過去の需要家データ取得のため、スイッチングシステムへのアクセスを認めてほしい。	現在は需要家の過去のメーターデータを需要家経由で取得しているが、取得できない/時間がかかるケースがあるため。	スイッチング支援システムにつきましては、電力広域的運営推進機関規約により、定められておりますので、回答はいたしかねます。
44	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第8章 契約条件(4)-二	(原文)DRを活用した契約を希望される場合は、約款にもとづく計量器を用いて、調整力ベースラインの設定、ならびに当社からの指令にもとづく調整力ベースラインからの出力増(需要減)を特定できる前提においては、本要綱のみにもとづく計量器の設置・取り替えは不要といたします。 (修正案) ・まず、「不要」を削除してほしい。しかし必須にする必要はない。 ・確実なネガワット供出のためには、需要家へのパルス計測器設置は必要だと考えるため、サービスパルスの提供を速やかに行ってほしい。 (課題) 上記前提においての計量器の設置・取替が「不要」と書かれていることで、パルス計測器設置に時間がかかるケースがあるため。		精算に必要な計量器の設定条件について記載しておりますので、原案のとおりとさせていただきます。
45	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第8章 契約条件(4)-二	(原案) 関連するが、明確に記載なし。 (修正案) Bルートデータでの精算を基本としてほしい。	Bルートデータでの精算はできるはずだが、成否判定が認められていないため。ベースラインで個別計量を認められることになった場合、受電以外の電力量計測が必要なため、送配電事業者の受電データのみの判定、精算ができないケースが出てくるため。	託送供給等約款に則り計量いたしますので、原案とおりといたします。
46	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第8章 契約条件(11)-二	(原案) 調整力ベースラインの設定にあたっては、約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。 (修正案) ・ERABガイドラインに今は発電機等計測しかないで、個別計量によるベースラインを加えてほしい。 ・計量とも関わるが、個別計量による評価と精算も合わせて認めることが求められる。	需要家のベースラインに正解はないため、需要家ごとにフィットするベースラインが異なる。今後特定のリソースを束ねるリソースアグリも出てくる可能性があるため。	ベースラインについては、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインに基づき設定いたします。
47	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第8章 契約条件(11)-二	(原案) 調整力ベースラインの設定にあたっては、約款、「エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドライン」における標準ベースライン等を踏まえ、個別に協議し、その設定方法を取決めます。 (修正案) 標準ベースラインの冬季朝発動の当日補正值の決め方は、DR時間後を使ってもよいのではないか。朝方と夕方、補正值に重み係数をつけてはどうかという議論もあつ	冬季の朝発動では、当日補正值が夜中となり、補正值がゼロとなり需要家のネガワットが評価されないという課題がある。	ベースラインについては、エネルギー・リソース・アグリゲーション・ビジネスに関するガイドラインに基づき設定いたします。

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	当社からの回答(案)
48	2018年度電源I' 厳気象対応調整力募集要綱(案)	第8章 契約条件(11)- 二 第8章(9)	(原 案) 関連するが、明確に記載なし。 (修正案) 発動ごとに発動した需要家のベースライン、実績値の合計でアグリゲーターとしての判定をする方法を統一的に取り入れていただきたい。それが難しければ、せめて毎月の参加需要家の登録を認めていただきたい。	実証ではポートフォリオのうち、発動した需要家のベースラインと実績値を合計する方法が取られていたが、調整力I' では発動していない需要家の架空ベースライン・架空ネガワットも結果に含めて報告しなければならない。全員参加の固定ポートフォリオであるため。 アグリゲーターとしては、季節や需要家の特性に応じて発動先を工夫しているのに、それが評価されないため。	電力・ガス監視等委員会主催の制度設計専門会合の議論を踏まえ、確実に調整力を提供頂ける事業者を選定するため、応札時にリストを提出することにさせて頂きたく存じます。
49	2018年度 電源I需給バランス調整力募集要綱(案)	第5章3-(1)- ハ 第5章3-(1)- ハ	(原 文) 原則として11時間にわたり当社の指令に従った運転継続が可能であることが必要です。 (修正案) 原則として4時間にわたり当社の指令に従った運転継続が可能であることが必要です。	需給調整市場と整合をとったほうが将来的に有効であると考えられるため。	安定供給の観点から、必要量を設定させていただいております。
50	電源II周波数調整力他	要綱 第5条 3.(1)イ(二)	(原 案) 系統安定上の制約で契約設備等(発電設備を活用した契約設備等に限りません。)の出力抑制が必要となった場合は、速やかに発電計画値を制約に応じたものに変更していただきます。	【確認】本条項は託送供給等約款に規定されていると考えますが、更に本要綱にも規定する理由をご教示ください。	調整力の精算上必要な情報ですので、入念の為記載しております。
51	電源I' 厳気象対応調整力	第2章 1.(2)	(原案) このためにも、応札者は入札書を作成する際には、本要綱に記載の作成方法に準じて、入札書に不備や遺漏等がないよう十分注意してください。 (修正案) 追記:万が一、入札書に不備や遺漏等が確認できた場合、公募終了後に当社から応札者にご連絡させていただき、不備や遺漏等の内容を説明する機会を別途各社毎に設けさせていただきます。	入札書に不備や遺漏等がないよう需要家と協力し、次年度以降の改善に繋げるため。また、万が一応札価格以外が原因で落選となった場合、事業者として当該落選理由を需要家に説明する責任があるため。	入札書に不備や遺漏がある場合は、無効といたします。ご不明点等がございましたら、入札前にお問合せください。
52	電源I' 厳気象対応調整力	第2章 1.(5)	(原案) 電源I' 厳気象対応調整力契約設備は、当社が別途定める電源I' 厳気象対応調整力(kWh)契約を当社と締結していただく必要があります。 (ご提案) kW、kWh、運用細目、それぞれ別々のひな型ではなく、1つの契約書として雛型を作成することを検討いただけないか。	一元化により業務効率化が双方で期待できるため。kWおよびkWhを統合して契約を締結した実績があるため。	費用に関する契約内容と運用に関する契約内容にて契約書を分けさせていただきます。但し、kWやkWhに係る契約は適宜纏めさせていただきます。
53	電源I' 厳気象対応調整力	第5章 1.(5) 入札単位 ハ	(原案) なお、確認の結果、応札者の当該契約設備に対する応札kWに変更が生じた場合においても、入札書に記載した契約電力は変更できないものとなります。 (修正案) なお、確認の結果、応札者の当該契約設備に対する応札kWに変更が生じた場合、入札書に記載した契約電力から当該契約設備分を差し引いた容量を評価対象とする。(例:10MWの応札容量で、除外対象となる重複需要家の供出電力が1MWの場合、9MWの応札容量として評価していただきたい)	ある1件の悪意をもった需要家が原因で、残るすべての需要家のDR参加機会が失われられないようにし、これまで電源I' で培ってきたDR推進・成長の勢いを途絶えさせないよう配慮いただきたい。 需要家の観点では、DR事業者が支払う「価格」が契約の際の重要な判断基準になり、「価格」は落札後に確定することになる。したがって、事業者側から「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載禁止」の旨を説明していても、落札結果が出て「価格」が確定した段階でより魅力的なDR事業者を選ぼうとする可能性もある。落札価格が確定するまで待つために、ある事業者と契約交渉をしていることを他の事業者に開示せず、結果的に応札時に複数のDR事業者のリストに同一需要家が重複する可能性もある。上記のように、「複数の事業者による同一需要家のリスト掲載」が応札する事業者の責でないとは判断した場合は、応札案件を無効にするのではなく、当該同一需要家分の容量を差し引いた契約電力での応札としていただきたい。 (参考)監視等委員会制度設計専門会合(第31回)資料9調整力の公募調達の改善についての7頁にも「需要家が抜けた応札については、その分を応札容量から減らして評価する。」という記載あり。	応札事業者様におかれましては、各需要家に十分ご説明いただき、入札時に正確な容量を記載いただきますようお願いいたします。 契約設備の重複が判明してもただちに応札案件を無効にすることはありませんが、当該契約設備の応札kWの妥当性を確認できない場合は、当該契約設備を無効としたうえで評価いたします。(この場合も、供出電力が電源設備または負荷設備の容量以下であることが必要です。)
54	電源I' 厳気象対応調整力	第5章 3.(1) 運用要件 イ	(原案) なお、落札後の契約協議が整った場合には、10年に1回程度の厳気象対応(猛暑および厳寒)時等の需給ひっ迫時等に加え、需給コスト低減を目的(当社エリア外を含みます。)に活用いたします。 【質問】 要綱に規定されている目的外活用の対象とはならないのかご教示いただきたい。その場合、エリア外の活用につき、具体的にどのような運用を想定されているのかご教示ください。		当該記載は、落札者様が当社の承諾なしに契約電力分を電源I' 契約の目的以外に利用してはならない旨を定めた記載です。 なお趣旨を明確化するため記載を見直し[第9章(その他)]に入れたい事業者様に協議をお願いする可能性がある旨を記載いたします。
55	電源I' 厳気象対応調整力	第5章 3.(2) その他 イ (ロ) b	(原案) 当社からのオンライン指令(簡易指令システムを用いたものを含みます。)による性能確認試験の実施 (要望) 中給との対向試験の内容を、できる限り事前に詳細を規定していただくことをご検討いただきたい。また、その際は電源I' の実運用ニーズに即した内容をご検討いただきたい。(例:契約容量の全量供出に必要な指令内容)		性能確認試験内容については、契約締結後に協議させていただきます。 なお、別途お問い合わせいただければ、その時点で分かる範囲でご回答いたします。

	要綱	該当箇所	ご意見・お問い合わせ	理由	当社からの回答(案)
56	電源 I' 厳気象対応調整力	第6章 ハー3	(原案) 供出電力(kW)が、電源設備または負荷設備の容量(送電端値)以下であることが必要です。 (質問) 契約開始日までに、需要家の負荷設備の容量(送電端値)が増加予定の場合、どのような対応が求められるのかご教示いただきたい。	需要家の場合も、自家発や蓄電池を設置・増設したり、新たに設備投資をして契約電力の増加が契約開始日までに見込まれているケースが実際にあるため。	応札時点の契約電力(kW)に基づき評価いたしますが、需要家の容量増加のお申し出を受けた際には、確認いたします。
57	電源 I' 厳気象対応調整力	第6章 ハー3	(質問) 様式3-3に伴い提出が求められる各需要家毎の添付書類につき、当該情報をもって各需要家の供出電力をどのように評価されるのか、供出電力の評価方法を具体的にご教示いただきたい。また、需要家から提出される情報が古い、もしくは提出できない場合はどのように対応が求められるのか、併せてご教示いただきたい。		当社が所有する情報と、事業者様から受領した需要家情報を比較し、記載いただく供出電力が実現可能か確認いたします。その際、実現可能性が確認できない場合には、事業者様に追加のご確認をお願いする場合がございます。需要家情報については最新の情報を提出してください。
58	電源 I' 厳気象対応調整力	第6章 二様式4	(原案) 応札された電源 I' 厳気象対応調整力の調整力供出能力・性能を把握する為、契約開始前に、応札者の負担において、調整力発動試験を実施いたします。 ただし、当社との調整力実績をもって、調整力供出能力・性能の把握が可能な場合、当社の判断において、調整力発動試験を省略することがあります。 (質問) 当該エビデンスは具体的にどのような資料の提出が求められるのかご教示ください。また、発動試験を実施する場合、運転継続時間等の試験の詳細及び合格条件をご教示いただきたい。(例えば運転継続時間は、需要家の通常業務への影響を考慮すると、短めに設定するのが妥当ではないか。また、供出能力の評価単位は各需要家ではなく、運用時と同じようにアグリゲータ単位で評価していただきたい。) 試験結果となる電力量の実績値を取得するのが発動試験の2ヶ月後と想定すると、例えば契約開始前の2月頃に発動試験が実施されるという理解でよいのか。 また、既に電源 I' の発動実績のある需要家については、前年度より多い供出電力を設定する需要家を除き、発動実績がエビデンスとなるため、原則試験対象外という扱い	エビデンスの提出、発動試験の実施、どちらも需要家への負担となり、コスト・時間を要するため、両方を求めるのではなく、いずれかを条件としていただくことをご検討いただきたい。	例えば、前年度に契約電力の発動実績がある事業者様に対しては、調整力供出能力・性能の把握が可能と判断し、調整力発動試験を省略いたします。発動試験のタイミングは、契約開始前に全事業者様と日程を調整し、契約協議の時期(12月～2月)に順次実施いたします。
59	電源 I' 厳気象対応調整力	第8章 1.(6) 新設設備	(原案) イ 事前に設備要件等の確認ができることが必要となります。なお、必要により試験結果等を提出していただきます。 ロ 契約設備が発電設備の場合は、原則として契約開始までに試運転が終了し、営業運転を開始していることが必要となります。なお、営業運転開始日が遅延する場合は、停止割戻の対象となる場合がございますので、別途協議させていただきます。 【質問・要望】 新規でDRIに参加する需要家を新設設備とみなすことが可能かどうかご教示いただきたい。その場合、契約設備がDRの場合の条件につき、ご教示いただきたい。新設電源の場合は、試験結果等の提出と契約開始までの営業運転開始が条件として求められているが、同様の条件が新規DR参加需要家にも適用できるのであれば、応札時の需要家リストには含まず、落札後～契約開始日までに獲得する需要家とし、試験結果等の提出と契約開始までの営業運転開始の条件を課すことをご検討いただきたい。 (参考)中間論点整理 容量市場における期待容量の考え方		応札時点の契約電力(kW)等に基づき評価いたします。
60	電源 I' 厳気象対応調整力	第9章 その他 計量単位について (発電設備を活用した 応札者に限	(原案)(2)計量単位の集約を希望する場合は個別に協議させていただきます。ただし、計量単位に含まれる全ての発電機について電源 I' 厳気象対応調整力(kW)契約ならばに電源 I' 厳気象対応調整力(kWh)契約を締結し、全ての発電機の調整力提供に関わる申出単価(V1、V2(下げ調整に応じていただける契約者に限ります。))が同一であること等が条件になります。 【要望】計量単位の集約を、DRの複数案件にも適用することをご検討いただきたい。	規模が大きくなればなるほど、アグリゲーション効果が期待でき、より信頼性の高い電源 I' 提供に繋がると考えられるため。	契約条件も異なると考えられることから、DR複数案件の集約は適用されません。